

管内で 不適切な訪問販売 が発生!!



不適切な訪問販売・点検の斡旋による被害が発生しています。下記の注意事項をよく読んで落ち着いて対応してください。不審に思うことがあれば、すぐ判断することはやめましょう。

一般住宅へは・・・

- ・「消防署の方から来ました。」
 - ・「住宅にも消火器が義務付けられました。」
 - ・「古い消火器を回収します。」
 - ・「そろそろ交換の時期です。」
- などと言って消火器を斡旋します。



事業所へは・・・

- ・「いつも点検している者ですが、本社から依頼を受けました。」
 - ・「消防署から依頼を受けて来ました。」
 - ・「点検の時期が来たので持って行きます。」
- などと言って消火器を勝手に点検したり持ち帰ったりします。

不適切な点検業者の手口

- ・出入りの点検業者を巧妙に装います。
- ・消防署の許可・認定を受けている、と言って安心させようとしています。
(消防署で許可・認定などは行っていません。)
- ・点検の承諾をあいまいにすると、素早く消火器を集め出します。
- ・「預かり書」などと言って、内容を説明せずにサインや押印を求めてきます。
(預かり書のつもりでサインしたが、実は「契約書」であったという事例が発生しています。)



トラブル防止のポイント

- ・一般家庭において消火器の設置義務はありません。点検の義務もありません。
 - ・その場ではっきりと点検を拒否する。
 - ・預かり書など、いかなる書面にもサインや押印をしない。
- ※ 消防署では、消火器の販売、回収などは行っていません。